

おおた障がい施策推進プラン（障害者計画、第5期障害福祉計画、第1期障害児福祉計画、発達障がい児・者支援計画）（素案）概要版（案）

第1章 計画の策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨と背景
- 2 計画の位置付け
 - 「大田区基本構想」の実現に向けた個別計画
 - 障害者基本法、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく3つの法定計画と、区独自の計画である「大田区発達障がい児・者支援計画」の一体計画
- 3 計画のめざす姿

〈基本理念〉

障がい者が地域で自分らしく安心して暮らせるまちをつくりまします

※取組の横断的な視点

【視点1】本人の「自己決定の尊重」

【視点2】「地域力」による連携・協働

【視点3】生涯を通じた「切れ目のない支援」

基本目標1 自分らしく暮らせるまち

基本目標2 とともに支え合い暮らせるまち

基本目標3 安全・安心に暮らせるまち

- 4 計画の期間
平成30年度から32年度までの3年間
- 5 計画策定の体制
 - 大田区障がい者施策推進会議と庁内検討委員会での検討
 - 実態調査、パブリックコメント、区民説明会の実施

第2章 大田区の障がい者の状況

- 1 障がい者手帳所持者等の状況 数値：平成29年3月31日現在
 - 身体障害者手帳：20,574人（前年比+29人）
 - 愛の手帳：4,598人（前年比+346人）
 - 精神障害者保健福祉手帳：4,191人（前年比+218人）
 - 自立支援医療（精神通院）：13,522人（前年比+311人）
 - 難病医療費等助成：6,468人（前年比+228人）
- 2 発達障がい児・者の状況
 - 通所受給者証（手帳無）：434人（前年比+72人）
 - わかばの家の外来訓練：823人（前年比+68人）
- 3 実態調査結果の概要
 - サービスの満足度（満足・やや満足の合計）
18歳以上：56.4%、18歳未満：70.6% ※一部を抜粋

第3章 施策の展開

1 重点課題

【重点課題1】地域での暮らしを支える場の機能強化

＜課題解決に向けた重点施策＞

- 日中活動の場の整備
- 緊急時の受入体制の充実

【重点課題2】地域における包括的な支援体制の構築

＜課題解決に向けた重点施策＞

- サービスの質の確保・向上
- 地域ネットワークの充実

【重点課題3】権利擁護の推進

＜課題解決に向けた重点施策＞

- 障がいを理由とする差別の解消の推進
- 障がい者虐待防止等の推進

2 施策の体系

基本目標	個別施策
基本目標1 自分らしく 暮らせるまち	(1) 日中活動の場の整備 →重点
	(2) 緊急時の受入体制の充実 →重点
	(3) 居住の場の確保・充実
	(4) サービスの質の確保・向上 →重点
	(5) 就労支援の充実
	(6) 地域生活移行支援の充実
	(7) 余暇活動の充実
	(8) 保健・医療の充実
	(9) 教育の充実
	(10) 保育の充実
	(11) 発達障がい者支援の充実
	(12) 高次脳機能障がい者支援の充実
基本目標2 ともに支え合 い暮らせるまち	(1) 相談支援の充実
	(2) 地域ネットワークの充実 →重点
	(3) 障がいを理由とする差別の解消の推進 →重点
	(4) 地域との交流の充実
基本目標3 安全・安心に 暮らせるまち	(1) 災害時相互支援体制の整備
	(2) 福祉避難所の体制整備
	(3) 防犯対策の充実
	(4) 消費者トラブル防止体制の推進
	(5) 障がい者虐待防止等の推進 →重点
	(6) 成年後見制度利用支援の充実
	(7) ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

3 個別施策

⇒ 各個別施策のこれからの主な取組等を定める。

第4章 障害福祉サービス等の推進

- 1 障害福祉サービス等の提供体制の確保に向けて
 - (1) 地域生活支援拠点等の整備
 - 地域生活支援拠点等の各機能を強化し、さらなる充実を図る。
 - (2) 福祉施設の入所者の地域生活への移行
 - 平成28年度末の施設入所者数のうち、平成32年度末までに20人が地域生活に移行する。
 - 平成32年度末の施設入所者数が、平成28年度末の施設入所者数を超えない。
 - (3) 福祉施設から一般就労への移行等
 - 平成32年度に、130人が福祉施設から一般就労に移行する。
 - 平成32年度に、245人が就労移行支援事業を利用する。
 - 平成32年度に、就労移行率3割以上の就労移行支援事業所を70%以上にする。
 - 平成32年度に、就労定着支援事業による支援開始から1年後の職場定着率を80%以上にする。
 - (4) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
 - 平成32年度末までに、保健、医療、福祉等の関係機関による協議の場を設置する。
 - (5) 障がい児支援体制の整備等
 - 平成32年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を、新たに1か所以上確保する。
 - 平成30年度末までに、保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関による医療的ケア児支援のための協議の場を設置する。
- 2 サービス見込量と確保のための方策
 - ⇒ 障害福祉サービス等の見込量等を定める。

第5章 計画の推進に向けて

- 1 計画の推進体制
 - (1) 関係機関等との連携・協働の推進
 - (2) 社会資源の適切かつ効果的な活用
- 2 計画の進行管理
 - ⇒ PDCAサイクルに基づく適切な進行管理とスパイラルアップによる取組の充実

資料編

- 1 大田区発達障がい児・者支援計画との対応関係
- 2 大田区障がい者施策推進会議の検討経過
- 3 大田区障がい者施策推進会議設置要綱
- 4 大田区障がい者施策推進会議委員名簿
- 5 庁内検討委員会委員名簿
- 6 計画策定に係る根拠法令等
- 7 用語の説明